

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業における経営診断実施要領

令和8年3月30日農林部長決裁

(趣旨)

第1条 埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業（以下、「事業」という。）の実施を希望する農業者（以下「農業者」という。）が作成する、スマート農業機械等の導入を想定した取組案を審査し、導入コストに見合った収益の増加（以下、「収益の増加」という。）が得られる見込みであることを事業実施前に確認するために、経営診断を実施する。なお、経営診断の結果、収益の増加が見込める者のみ事業の補助金の交付申請ができるものとする。

(経営診断実施主体)

第2条 県が業務を委託する経営診断の実施主体（以下「実施主体」という。）は、農業に知見のある中小企業診断士が所属又は従事する民間事業者とする。

(経営診断の申込み)

第3条 農業者は、別途県が定める期限までに、実施主体が設置するウェブサイトにより経営診断を申込み。なお、申込みはオンラインのみで受け付けることとする。

(経営診断シートの作成)

第4条 農業者は、県が別に定める経営診断シートを作成し、当期の直前期の税務申告書の写し及びその他参考資料とともに、申込みと同時又は申込み完了後速やかに実施主体に提出する。

2 経営診断シートは様式第1号のとおりとする。なお、計算式が組込まれたエクセルシートであるため、別途県のウェブサイト等に掲載し、共有する。

3 農業者は、経営診断シートの作成に当たっては、農業者は所轄の農林振興センター等によるサポートを受けることができる。

4 農業者が経営診断シートに組み込まれた計算式以外の方法により、自ら根拠資料を用意して収益の増加を証明しようとする（様式第1号の「7 スマート農機の導入効果」の「(2) 自身で算出する場合」を記入する）場合は、第1項に定める提出の前に、証明方法の妥当性について農林振興センターによる確認を受けなければならない。

(経営診断の実施)

第5条 経営診断は、提出された経営診断シート及び税務申告書の写し及びその他参考資料により行う。

- 2 農業者が導入しようとするスマート農業機械等の合計価格が税込330万円以上である場合、農業経営実態を把握するため、第1項による書面審査に加え、中小企業診断士による現地確認を行う。
- 3 経営診断により収益の増加見込みが確認できた場合、実施主体は様式第2号により経営診断書を作成し、速やかに農業者に送付する。なお、送付は電子メール等により行う。
- 4 経営診断により収益の増加見込みが確認できない場合、実施主体は速やかに理由とともにその旨を農業者に伝達する。なお、農業者からの希望がある場合、どのようにすれば収益の増加が見込めるかを併せて助言する。

(申込書類の不備)

第6条 提出された書類や記載事項に不備がある場合は、実施主体は速やかに農業者に電子メールで伝達し、修正を指示することとする。

- 2 第1項による指示があった場合、農業者は速やかに書類の不備を修正しなければならない。

(申込みの無効)

第7条 第6条第1項による修正の指示を行っても農業者が応答しない場合又は修正しない場合、実施主体は改めて期限を定めて修正を督促する。

この場合において、農業者が定められた期限までに対応しないときは申込みは無効なものとなし、経営診断書は発行しない。

- 2 農業者が、県が別途定める期限までに書類の不備を修正しない場合、申込みは無効なものとなし、経営診断書は発行しない。

(事業の補助)

第8条 第5条第3項により経営診断書を受領した農業者は、別に定める「埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を申請することができる。

附 則

この要項は令和8年4月1日から施行する。

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業 経営診断シート

1 申請者

フリガナ		住所	電話番号 (代表者の連絡先)	メールアドレス (エクセルやPDFが開けるもの)
お名前 (会社名)				

2 導入するスマート農業機械等

スマート農業機械等の名称	メーカー・商品名	スマート農業機械に 該当するものに「○」	数量	対象品目 (主なもの)	価格(税込額) 単位:円	価格(税抜額) 単位:円	対象経費に 占める割合	補助金額 単位:円	自己負担額 (税抜)	法定耐用年数 単位:年	自己負担分の 減価償却費
①											
②											
③											

3 導入するスマート農機の活用方法

4 事業の目標

目標収益額※	上昇率

農業部門の目標とする利益額を入力する。

※収益が赤字の場合は売上額とする

5 補助対象経費(自動入力)

補助対象事業費	補助金額	自己負担額 (税抜)	自己負担分 減価償却費(税抜)	経営診断の形式

(目標設定に当たっての参考)

導入効果	補助対象とするための 収益の下限値

理論上の上限となる収益額

7 スマート農機の導入効果

(1)簡易計算

※以下の品目とスマート農機の組み合わせに該当する場合は、簡易計算が可能です。(該当しないものは、個別に試算いただくことになります)

経営類型	導入するスマート農機に☐する					
主穀	<input type="checkbox"/> GNSSレベラー	<input type="checkbox"/> ロボット田植機	<input type="checkbox"/> 直進アシスト田植機	<input type="checkbox"/> 高性能田植機 (直進アシスト・可変施肥)	<input type="checkbox"/> 高性能コンバイン	<input type="checkbox"/> リモコン草刈り機
	<input type="checkbox"/> ロボットトラクタ	<input type="checkbox"/> 自動操舵機能付きトラクタ	<input type="checkbox"/> 自動操舵システム(後付け)	<input type="checkbox"/> 可変施肥機	<input type="checkbox"/> 農業用ドローン(防除)	<input type="checkbox"/> 農業用ドローン(追肥)
	<input type="checkbox"/> 農業用ドローン(直播)					
施設野菜	<input type="checkbox"/> 統合環境制御装置	<input type="checkbox"/> ほ場環境モニタリングシステム	<input type="checkbox"/> CO ₂ 施用装置	<input type="checkbox"/> 細霧冷房システム	<input type="checkbox"/> 無人防除機	
露地野菜	<input type="checkbox"/> 自動操舵機能付きトラクタ	<input type="checkbox"/> 自動操舵システム(後付け)	<input type="checkbox"/> GNSS車速連動型作業機	<input type="checkbox"/> 農業用ドローン(防除)	<input type="checkbox"/> ほ場環境モニタリングシステム	<input type="checkbox"/> リモコン草刈り機
	<input type="checkbox"/> 無人防除機					
果樹	<input type="checkbox"/> ロボット草刈り機	<input type="checkbox"/> 運搬ロボット				
			導入効果(理論値)	主な取組内容	面積拡大割合(最大値)	※導入効果(理論値)は諸々の制限がなく、スマート農機を最大限発揮できたと仮定した場合の経済効果を試算した値である。

(2) 自身で算出する場合(普及指導員に相談の上、記入すること)

相談した農林振興センター		普及指導員名	
<input type="checkbox"/>	独自に算出する場合は☑する。事前に農林振興センターに相談し確認を受けてください。	<input type="checkbox"/>	複数の農機を導入する場合で、一部農機分を独自に算出したい場合は☑する

ア 向上する見込みの収益

	円
--	---

イ アの根拠(算出過程を簡潔に説明する)

(ア)具体的なスマート農機の効果を記述する。

--

(イ)その結果、収益がどのくらい増えるのかを記述する。

--

(ウ)根拠資料の説明を記述

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業 経営診断書

令和8年 月 日に下記の者から申込みのあったスマート農業機械等を導入した営農計画については、導入コストを上回る収益の増加が見込めると認めます。

記

1 申込者

氏名又は法人名： _____

住所又は所在地： _____

2 作 目： _____

3 導入を予定するスマート農業機械： _____

4 添付資料： 申込時に提出された経営診断シート及び税務申告書の写し

令和 年 月 日

担当中小企業診断士 _____（自 署）